

琉球文学の表現、唱えられる神話：『久米 仲里間切旧記』を資料として

島村，幸一

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

78

(発行年 / Year)

2023-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030080>

琉球文学の表現、唱えられる神話

——『久米仲里間切旧記』を資料として——

島 村 幸 一

〈はじめに 『久米仲里間切旧記』という資料〉

『久米仲里間切旧記』（以下、『仲里旧記』とする）は、『沖縄日報』の一九三七年一月十一日の記事に「学会春の掘出物 久米・仲里由来記」という見出しで報道されたのが初出ではないか。記事は、「伊波普猷氏談」として「この文献は昨秋久米島の旧家で仲原善秀氏が発見したのを氏の令係善忠氏（成城学園教授）の好□（「意」か）で特に貸してもらったものである。これが発見された当初は、虫がついて前後の脈絡も目茶苦茶で、なか／＼読めなかつた。それを旧臘来（「旧臘」は十二月の意）の努力で綴直し、やうやく判読し得るところまで漕ぎつけた。だいたい仲里の由来記であることは確である。恐らく『久米・仲里由来記』とでも称してゐたのであらう。これは原本をさる旧家ですきう

つして保存してゐたものらしく美濃紙の唐紙で四十七枚、一枚が十八行で三十字詰といふ体裁である。◇私は、これを順序よく整理するに当つて、まづ琉球国由来記のうちの仲里村の項目の順序に倣ひ、また虫のつき具合に依つて数日を要してやつと読み得るやうになつたのである」とある。^①仲原善忠も「校注仲里旧記」の「1あらまし」で、これとは同様の説明をしている。ただし、枚数については「美濃判五拾枚」とあり、伊波が整えた後に仲原によつてもさらに『琉球国由来記』を参考にして整えたことを記している。^②現在、『仲里旧記』は琉球大学附属図書館仲原善忠文庫に所蔵されている。

仲原は「校注仲里旧記」の「1あらまし」で、「内容は（一）城及びそこに祀るいべの由来、（二）嶽々の神名、（三）雨乞及び浜下り（虫送り）の時のおもろ・くいにや（神事歌謡）、おたかべ言（祝詞）、まぜない言（祝詞）みせせる（神託）、（四）村の立始め、（五）年中行事等である。（二）（四）も重要な資料にちがいないが（三）はおたかべ言二十四篇（その内、四篇はまぜない言である）、まぜない言一篇（実は五篇）くいにや十二篇をふくみ、沖縄の民間信仰史料として大切なばかりではなく、上代日本の祭祀研究の上からも見逃すことの出来ないものと思う」と述べている。また、『仲里旧記』が『琉球国由来記』の「仲里の部の母胎をなす」資料であることも述べている。『仲里旧記』は前後が欠落しており書名や識語がないが、『琉球国由来記』巻十九の「久米仲里間切」との比較により、『仲里旧記』が『琉球国由来記』の資料になつたのは確かであろう。『久米具志川間切旧記』の

奥書（「乾隆八年（一七四三）癸亥」）に、これが「康熙四拾貳癸未年（一七〇三）十二月、旧記座江差上シ置候を見合候得ハ、過半相記不_レ申等有_レ之候付」³、再提出されたことが記されている。このことから、仲原は仲里間切でも「康熙四拾貳癸未年」に「旧記座」へ提出した資料があり、これを『仲里旧記』であると推定したのである。

しかしそうであるにしても、『仲里旧記』と『琉球国由来記』との関連が見られるのは、「御嶽おいべ名」（「御嶽神名」）や「御嶽」の「由来」の一部（「仲里城御嶽」と「トシナハ御嶽」）であり、『琉球国由来記』に記される仲里間切の「堂之大比屋物語之事」の記載は、『仲里旧記』には見当たらない。また、『琉球国由来記』に記される「年中祭祀」は、『仲里旧記』に記される「年中祭祀」関連の記事である「長月おたかべ其他無_レ之事」等の記事とは一致せず、明らかに『琉球国由来記』の「年中祭祀」は、「四祭」（麦・稲の穂祭・大祭）等を中心に別の資料から補って記している。『仲里旧記』は前後が欠落していることを考慮しても、『琉球国由来記』の仲里間切の記載は『仲里旧記』だけではない可能性が高い。

『琉球国由来記』の「久米仲里間切」の記事は、例えば巻十六「伊平屋島」に多くの「ミセゼル」「ノダテ事」が記されているにもかかわらず、『仲里旧記』に記されている歌謡をすべて省いている。また、『仲里旧記』に記されている多くの「村立始」や「物参由来」等の「由来」も省いている。後述する「御嶽おいべ名」にしても、『琉球国由来記』は簡略化した記載である。仲原が慎重に、『仲里

旧記』は『琉球国由来記』の「仲里の部の母胎をなす」資料であるとしたのは、それなりに妥当な見解である。しかし、逆に『仲里旧記』を視点にして『琉球国由来記』を検討すると、『琉球国由来記』が削ったものと補ったものが見えてくることになり、『琉球国由来記』の編纂のあり方が浮かびあがってくる。具体的には、『琉球国由来記』が「地方」の祭祀叙述（「各処祭祀」）で重視した「四祭」と「三・八月四度御物参」⁽⁴⁾の記載は、『仲里旧記』をみる限りは特に意識されておらず、『仲里旧記』はなぜか雨乞いと造船儀礼、浜降り（虫送り）の叙述に終始している。このために、それを補う資料の提出を王府は仲里間切に求めた可能性が考えられる。これは『仲里旧記』提出時に、王府の指示が仲里間切に充分伝わっていなかったのか。あるいは、『琉球国由来記』の編纂の当初は、編纂についての方針を持っていなかったのかなど、今後の課題になる問題が多い。

本論は最初に『仲里旧記』に記される「神名」の意義、次に『仲里旧記』に記される「御たかへ言」に焦点をあてて、唱えられる神話を問題にする。「御たかへ言」は雨乞いや浜降りの祭祀にかかわりなく、村単位で記載されている祭場に記されるウタ（『仲里旧記』に記される「おたかへ言」「くいにや」「おもる」「みすづろ」「ませない言」の総称をウタとする。以下同じ）は、ほとんどの村において火の神に対して唱えられる「御たかへ言」から始まる。本論で考えてみたいのは、その「御たかへ言」の詞章が、火の神の出自といえる火の神の神話を内容としている点である。さらに、「おたかへ言」「くいにや」「おもる」「みすづろ」「ませない言」と記載されるウタの詞章を検討して、表現

の違いについて若干の考察を試みる。ウタの名称（呼称）の違いによってそれぞれに特徴的な詞章があるのか、ないのか。すなわち、ウタのジャンルに及ぶ問題を考える。『仲里旧記』は、『琉球国由来記』との比較から『琉球国由来記』の編纂を考える有力な資料であるとともに、祭祀の場やウタの種類、さらに詞章に記された神名等からウタの担い手等が知れる貴重な情報が記された資料だと考える。前述したように、『仲里旧記』は一九三六年に発見された資料であったが、これまで琉球文学の資料として十分な検討がされてこなかった。本論は、『仲里旧記』を資料にして神名をめぐる問題、唱えられ神話の存在とその意味を考える。

〈『仲里旧記』に入るウタ〉

『仲里旧記』は、「御いへ名」（「仲里城御いへ」等）やイベによつてはその伝承（「とんなは御嶽御いへ」等）が記され、さらに「御嶽神御名」（「宇根村おれ御嶽神御名」等）、村落の始まりを記す「村立始事」（「真謝村立始事」等）、祭祀の「由来」（「糸武謝物参」等）、地名の由来（「いしたうね由来」等）等の由来が記されていて、それらの記載の間に「大雨乞」で唱え、謡われる「御たかへ言」「くにや」「おもる」「みすづろ」等（表の1～34）と造船儀礼と考えられる「船之かわら居せ并すらおろし」（表の35）の時に唱えられる「御たかへ言」が記されている。さらに、それらに続いて箇

条書きであげられた祭祀名の記載の後に、「作物ため浜おれ」（虫送り）の時に各祭場で唱えられる

「御たかへ言」「ませない言」（表の36～45）が記されている。すなわち、『仲里旧記』は雨乞いと造船
儀礼、虫送りという三つの祭祀における各祭場で唱え、謡われるウタが記されている。

仲原善忠は、『仲里旧記』のウタから仲里間切には四人のノロがいて、その神名が以下であること
指摘している（校注仲里旧記）。

- 一、城のろ（神名、そいきよらのおやのろ）堂・比屋定・阿嘉
- 二、宇根のろ（神名、おしわきのおやのろ）宇根・真謝
- 三、比嘉のろ（神名、みぜりきよのおやのろ）比嘉・島尻
- 四、儀間のろ（神名、なよくらのおやのろ）儀間・嘉手苅

これらは、『仲里旧記』の記事からそれぞれの祭場で謡われるウタに入るノロの神名によって推定
したと考えられる。⁽⁵⁾これらの神名と同名の神女が『おもろさうし』に見える。「そいきよらのおやの
ろ」（袖清ら親のろ）は「袖清ら」^{そできよ}として第十一五五二（第十三―八三八）等に、「おしわきの親の^{おや}
ろ」は第十三―九〇八・九〇九等に、「みぜりきよのおやのろ」（御ぜり子親のろ）は第六―三三三に、
「なよくらのおやのろ」は第六―三三三に、また「なよくら」も第十三―八一・八一二、第十五―一

○九四、第二十一―一五〇二等にでる。この内、第二十一―一五〇二の用例は『仲里旧記』にみえる儀間のろの可能性がある。他は、同一の名のノロが各地にいたと考えられる。神名を含めて『仲里旧記』の祭場ごとに記されたウタを一覧すると、以下のようになる。なお、表のウタの（ ）は、『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』（角川書店、一九八〇年）に収録されたウタの分類と番号を示している。下段に記した「一」から「四」は、ウタの詞章に記されるノロの神名である。

表

【大雨乞いの時】

祭場	ウタ	ノロ神名
宇江城村		
1、城守火之神之（前）	欠落不明	
2、仲里城（六ヶ所）	御たかへ言（オタカベ1）	一・三
3、仲里城	くいにや（クエーナ1）	一・三
堂村・比屋定村		
4、志村のおひや家おへい并まんせたうとまり	御たかへ言（オタカベ2）	
5、しゝにやう	くいにや（クエーナ2）	
6、堂之おひや家	くいにや（クエーナ3）	

宇根村、真謝村

7、宇根のろ火の神前

8、瀬野久瀬

9、(瀬野久瀬)

10、(瀬野久瀬)

11、ゆやいの前、大黒まん

12、(ゆやいの前) 小黒まん

13、奥武の後、黒まん

14、ざんくもり

15、ずもや崎の安谷屋つぶ

16、黒瀬雨乞くもり

17、大蔵下^{※③}

比嘉村

18、嶺井之おひや火の神前

19、同所(嶺井之おひや火の神前) 并くいにや辻

島尻村

20、嶋尻ひや火之神前

たかへ言(オタカベ3)

おもる(ウムイ1)

みすづろ(ミセゼル1)

かういにや(クエーナ4)

(かういにや) か(オタカベ4)

(かういにや) か(オタカベ4)

おたかへ言(オタカベ5)

御たかへ言(オタカベ6)

御たかへ言^{※②}

おたかへ言(オタカベ7)

かういにや(クエーナ5)

おたかへ言(オタカベ8)

くいにや(クエーナ6)

御たかへ言(オタカベ9)

※①

21、こうろ瀬

22、赤せ

23、神之泊

24、同所（神之泊）

儀間村

25、儀間のろ火之神前

26、いしたうね

27、同所（いしたうね）

28、ひらまつ

29、同所（ひらまつ）

30、玉城の比屋家

31、同所（玉城の比屋家）

32、儀間浜

33、ああらはま

34、いしたうね

【船之かわら居せ并すらおろし（造船并出船の時）の時】

真謝村

35、船之かわら居せ并すらおろし

御たかへ言（オタカベ10）

御たかへ言（オタカベ11）

御たかへ言（オタカベ12）

く（い）にや（クエーナ7）

御たかへ言（オタカベ13）

おもろ（ウムイ2）

くいにや（クエーナ8）

御たかへ言（オタカベ14）

くいにや（クエーナ9）

おもろ（ウムイ3）

くいにや（クエーナ10）

くいにや（クエーナ11）

くいにや（クエーナ12）

御たかへ言（オタカベ15）

御たかへ言（オタカベ16）

※④

三

四 四

四

二

【作物ため浜降れ】

堂村・比屋定村

36、たう、比屋定火の神前

37、同所（たう、比屋定火の神前）

宇根村、真謝村

38、宇根のろ火之神前

39、（宇根、真謝）浜

比嘉村

40、嶺井比屋火の神前

41、（比嘉村）浜

島尻村

42、嶋尻ひや火之神前

43、（嶋尻村）浜

儀間村

44、儀間のろ火之神之前

45、（儀間村）浜

表の注

御たかへ言（オタカベ17）
ませない言（マジナイゴト1）

御たかへ言（オタカベ18）
御たかへ言（オタカベ19）
二 二

御たかへ言（オタカベ20）
たかへ言（オタカベ21）
三

御たかへ言（オタカベ22）
御たかへ言（オタカベ23）
三

御たかへ言（オタカベ24）
御たかへ言（オタカベ25）
四

※① 11の『仲里旧記』の記載は、「右同時、ゆやいの前、大黒まん 但、小黒まん同断」である。10の記載は

「右同時、かういにや」で、「右同時」とは7に記される「大雨乞之時」をさす。11はそれを受けているが、11の「同断」は10の「かういにや」と理解した方がよいのではないか。『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』はこれをオタカベだとしている。

※② 15は、「右同時、ずもや崎の安谷屋つぶ二而おたかへ言」としか記していなく、その「おたかへ言」の記載がない。「おたかへ言」が欠落していなければ、16の「おたかへ言」と同じ「おたかへ言」が唱えられたか。

※③ 「大蔵」は真謝村にある蔵元と考えられている（校注仲里旧記）。17の後に「真謝村立始之事」が記されている。

※④ 35は「御たかへ言」中に宇根のろの神名「おしわきのおやのろ」があることから、真謝村の造船所で行われた祭祀であつたと考えられる。

すべてのウタにノロの神名がでるわけではないが、ノロ火の神で唱えられるオタカベを中心に一部のクエーナやウムイにノロの神名がみられる。表を一覧すると、祭場はその村を管轄するノロ別に排列されていることが考えられる。また、祭場の祭祀は、それぞれの村のノロ火の神、比屋火の神へのオタカベから始まっていることが分かる。7・38の「宇根のろ火之神前」の記事や25・44の「儀間のろ火之神之前」の記事は、ノロ火の神のオタカベから祭祀が始まる事例、18・40の「嶺井のおひや火の神前」の記事、20・42の「嶋尻ひや火之神前」の記事、36「たう、比屋定火の神前」の記事は、

村の比屋家の火の神のオタカベから祭祀が始まる事例である。比屋家は、村の旧家だと考えられる。ノロがない村は、比屋家の火の神のオタカベからその村の祭祀が始まると推測される。詞章が欠落している「1、城守火之神之（前）」のウタも、おそらくオタカベであろう。

〈比嘉ノロの問題〉

18・40は比嘉村の記事である。比嘉村は比嘉ノロがでる村であるにもかかわらず、「嶺井之おひや火の神前」の「御たかへ言」から始まっている。7・38や25・44の事例からすれば、18・40は比嘉ノロ火の神への「御たかへ言」であるはずである。「嶺井之おひや」が比嘉村の根人の家だと推測されるが、これはどうしてなのか。おそらく、これは『球陽』巻七「尚貞王三年」（一六七一）の記事「四五」――始めて久米島に比嘉祝女を置く――と関係すると思われる。記事は、「昔具志川按司（伊志喜那覇按司の次男なり）」が「佐場喜橋」を「改修」した勲功として、仲里間切にあった山城村を具志川間切に編入したことにより、「比嘉・島尻等の村、祭祀を為すの時、必ず山城祝女を請ひて以て祭祀を為す。後、柳起新（浦崎親雲上康盈）総地頭の時に至り、恭しく呈文を具し新に比嘉祝女を設け、兼ねて其の祭を致す」とある。『球陽』の記事は、『羽地仕置』の「諸間切ぬるくもひ之儀他間切ぬるくもひ申請祭礼仕候儀此節より禁止申付候」と連動しているとみてよい。

『羽地仕置』の記事は、近世期の王府のノロ祭祀は間切を基本とし、村の転出・転入によって所属する間切に変化があれば、その変更により場合によっては新たなノロが立てられることがあったことを示している。比嘉ノロが置かれたのは、おそらく以前は、山城ノロが山城・比嘉・島尻村の祭祀を管轄していたが、山城村が具志川間切へ編入されたことにより、間切が異なった山城ノロが、比嘉・島尻両村の祭祀にかかわることを避けるために、比嘉ノロが立てられたということだろう。ただし、『球陽』の記事通りならば、『仲里旧記』が編纂された時期（一七〇三年か）には比嘉ノロが立てられていたはずであるが、実体としてこの時点で仮に比嘉ノロが立てられていたとしても、相変わらず比嘉・島尻村の祭祀は山城ノロが取り仕切っていたと想像される。『公孫姓家譜』には「康熙二十一年壬戌創建比嘉乃呂久毛比」（「比嘉乃呂久毛比」は比嘉のろの尊称）とあり、比嘉ノロの設置は『球陽』の記事よりも遅い「康熙二十一年」（一六八二）とある（『日本歴史地名大系第四十八巻 沖縄県の地名』）。さらに、『日本歴史地名大系 沖縄県の地名』は、「乾隆二年（一七四六）の久米島検地後諸村が再構成され間切の移管が行われ、具志川間切の山城村は仲里間切の嘉手苅村と交換され、以後仲里間切に所属した（乾隆二年「久米具志川間切諸村取納帳」与世永家文書）」とあり、山城村は再び仲里間切に編入される。このような変遷の中で、山城・比嘉・島尻村のノロの祭祀がどうなっていたのか、興味が持たれる。

おそらく、間切のまともりは古琉球期からのもので、山城ノロが山城・比嘉・島尻村の祭祀を管轄

する慣行は、すぐには変えられないことが想定される。そうだとすると、先に仲原が記した比嘉ノロの神名が「みぜりきよのおやのろ」というのは、山城ノロの神名である可能性がある。⁽⁹⁾この問題は、近世期には盛んに間切が新設されたり、村の転編入が行われたりするが、それがノロが管轄する村と、間切への村の転編入との間に絡む関連があるのか興味深い。18・40の比嘉村の記載である「嶺井のおひや火の神前」から「御たかへ言」が始まる問題は、少なくともこの時点で比嘉ノロが比嘉村の祭祀を取り仕切っていなかったと理解できるのではないか。『仲里旧記』から窺える想定は、村の祭祀についてはノロがでる村はノロ火の神へのオタカベから祭祀が始まり、ノロがでない村は根人と思われる比屋家の火の神へのオタカベから祭祀が始まるということである。

〈『仲里旧記』に記される神名〉

表の下段に記した番号は、ウタにでるノロの神名であることは前述した。一の「城のろ」の「神名そいきよらのおやのろ」は、2・3の「御たかへ言」と「くにやに」にしかでない。しかも、三の「比嘉のろ」（「山城のろ」か）とされる「神名 みぜりきよのおやのろ」とともに対句ででる。2・3は仲里城（宇江城グスク）を祭場にしており、村の祭祀というより間切の祭祀であることが考えられる。⁽¹⁰⁾それで、両ノロがこの祭祀に参加していると考えられるが、そうであれば宇根・儀間ノロの神

名もあつてもよい。それが無いのが課題として残る。ただし、仲里城を祭場とする2は一ヶ所だけで唱えられるオタカベではなく、仲里城城内の六ヶ所のイベで繰り返し行われることが考えられる。やはり、ここが村の祭祀を越えた間切全体の祭祀が執り行われる祭場になっていることが想像される。2の「御たかへ言」(オタカベ1)の前半部は、以下である。⁽¹⁾

右同時〔大雨乞之時〕仲里城にて御たかへ言(仲里間切宇江城村)

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 一 | むかははじまり | 昔の始まりから |
| 二 | きさしはじまり | けさし(昔)の始まりから |
| 三 | あまみやはじまり | あまみや(太古)始まりから |
| 四 | しねりやはじまり | しねりや(太古)始まりから |
| 五 | いしらご | 石ら子(石の美称で、イビのこと) |
| 六 | ましらご | 真石ら子(石の美称で、イビのこと) |
| 七 | ざよくめしやうろ | ざよく(鎮座)なさる |
| 八 | がけちめしやうろ | がけち(不明)なさる |
| 九 | 大なざ | 大なさ |
| 一〇 | さだとのかなしに | さだ殿加那志に |

一一 御みのけやべら

申し上げましょう

一二 たるやあらん

誰でもない

一三 そいきよらのおやのろおやぬし

ソイキヨラの親ノ口親主

一四 みぜりきよのおやのろ

ミゼリキヨの親ノ口

一五 五の神

五の神

一六 七の神

七の神

一七 みそであはせ

御袖を合わせて

一八 こんであはせ

組手を合わせて

一九 御みのけやべら

申し上げましょう

(以下、省略)

『仲里旧記』は、2の「御たかべ言」の後に「一、あふりやへ、さすかさかなし江、右同断」「一、おもひきみ、よ、せきみかなし江、右同断」「一、いづミごおり、わきでこおりかなし江、右同断」「一、しまはじめ、まきよはじめ、あぶらやへのあんじおそい、た、ミきよが、おとちへこはらが、たくだろ、このだる、あさ川、はら川江、右同断」「一、てだはじめ、はじまりかなし江、右同断」が記されている。この「右同断」の意味は、2の「御たかべ言」をイベの「神名」を入れ替えて、繰り返し唱えることだと理解される。『琉球国由来記』巻十九「久米仲里間切」「五〇 仲里城御嶽 宇

江城村」には「一御前 神名 大ナチヤ御イベ」「一御前 神名 アフライサスカサ御イベ」「一御前 神名 ヲモヒキミ御イベ」「一御前 神名 イツミジユキ御イベ」「一御前 神名 アサカ御イベ」「一御前 神名 テダ始メ御イベ」という六ヶ所のイベの神名が記されている。傍線を引いた九・一〇「大なざさだとのかなし」は、『琉球国由来記』「五〇 仲里城御嶽 宇江城村」の最初のイベである「一御前 神名 大ナチヤ御イベ」の神名であろう。『仲里旧記』の記載からは分かりにくいだが、『仲里旧記』は六ヶ所のイベで唱えられる「御たかへ言」を記していると推測される。その最初のイベで唱えられる「御たかへ言」を『仲里旧記』は記しているのである。⁽¹²⁾ 以下の「一御前 神名 アフライサスカサ御イベ」等は、九・一〇の箇所それぞれイベの神名を入れ替えて唱えると理解される。2の「御たかへ言」の九・一〇の箇所は、オタカベを唱える対象を示し、一三・一四は唱える主体を示す。唱える主体は、祭場の祭祀を担うノロである。それらが神名で表現される点が、「御たかへ言」としては重要な点であると思われる。『仲里旧記』の記載は、前述したように最初に仲里城の火の神「城守火之神」へのオタカベが唱えられると推測されるが、その後、仲里城にある六ヶ所のイベにオカタバが唱えられると考えられる。3の「右同時、仲里城ニてくいにや」は、仲里城にある六ヶ所のイベでそれぞれ謡われるかどうかだが、3の「くいにや」(クエーナ)の前半部は以下である。

右同時〔大雨乞之時〕仲里城ニてくいにや（仲里間切宇江城村）

- | | | |
|----|-------------|------------|
| 一 | けふのらいに | 今日のらい（不明）に |
| 二 | なまのらいに | 今のらい（不明）に |
| 三 | よかるひ | 良き日に |
| 四 | きやかるひに | 輝く日に |
| 五 | ゑらびいたち | 選び出し |
| 六 | そゝひいだち | そそひ（選び）出し |
| 七 | そいきよらのおやのろ | 袖清らの親のろ親主 |
| 八 | みぜりきよのおやのろ | みぜり子の親のろ親主 |
| 九 | やちよく引 | やじよ子を引き連れ |
| 一〇 | まひと引 | 真人を引き連れ |
| 一一 | しまそいに | 島襲い（仲里城）に |
| 一二 | きもだかに | 肝高（仲里城）に |
| 一三 | おしあがり | 押し揚がり |
| 一四 | （くみ）あかり | 踏み揚がり |
| 一五 | 大なさばたかへて | 大なさを尊んで |
| 一六 | さたとのはたかへて | さだ殿を尊んで |
| 一七 | あふりやへたか（へ）て | 煽りやへを尊んで |

一八 さすかさたかへて

差笠を尊んで

一九 いづみこおりたかへて

泉こおりを尊んで

二〇 わきいでこおりたかへて

湧き出でこおりを尊んで

二一 てたはしめはしまりかなしたかへて

テダ始め始まり加那志を尊んで

(以下、省略)

傍線を引いた一五から二一は、『仲里旧記』が2の「御たかべ言」の後に記すイベの神名と対応している。すなわち、「大ナチヤ」（『琉球国由来記』）は一五・二六、「あふりやへ、さすかさかなし」は一七・一八、「いづみこおり、わきでこおりかなし」は一九・二〇、「てだはじめ、はじまりかなし」は二一と対応して、これらを「くいにや」は謡っている。「おもひきみ、よ、せきみかなし」「しまはじめ、まさよはじめ、あぶらやへのあんじおそい、た、ミきよが、おとちへこはらが、たくだろ、このだる、あさ川、はら川」という神名がみえないが、クエーナは「御たかべ言」とは違い、それぞれのイベで謡われるのではなく、仲里城の祭場で一度に謡われたと考えてよいのではないか。このような点に、オタカベとクエーナの違いを考えてよいのかもしれない。

『仲里旧記』が記すイベの神名は、『琉球国由来記』では全体的に短縮、省略して記載している。そのひとつが四番目（実際は、五番目）に記載されている「一、しまはじめ、まさよはじめ、あぶらやへのあんじおそい、た、ミきよが、おとちへこはらが、たくだろ、このだる、あさ川、はら川」とい

うイベの神名である。これを『琉球国由来記』は、末尾部の「あさ川」だけを取った「アサカ御イベ」と記している。「アサカ御イベ」は、井戸（琉球語「カー」）を祀ったイベであると考えられる。このイベの神名は、『仲里旧記』では欠落している仲里城の由来記事と関連している。『琉球国由来記』巻十九の「五〇 仲里城御嶽」の「由来」の前半は以下である。

由来。往古、城主久米中城按司ト云フ人ノ亡霊ヲ崇敬ノ由也。右城ノ儀、最初ハ御嶽ニテ、堂ノ比屋下女ヲトチコハラト云フ者、走逃隠居ケルニ、其時分、儀間村イシキナハ按司次男、按司ト号シ、大城山ニ城構ヘ石垣積掛ケル最中、ヲトチコハラ御嶽ヨリ出来リ、中城御嶽内ノ地形惣様石ニテ、殊ニ水モ有^レ之、能城ニ可^レ成由申ケレバ、按司彼所ヘ到テ弓ヲ射サセ試ミラレ、能城地ト見窮（以下、省略）

引用した「五〇 仲里城御嶽」の「由来」の前半の大意は、仲里城は元は御嶽であったが、堂の比屋の下女であるヲトチコバラが逃げてこの御嶽に隠れていた時に、儀間村の伊敷索按司の次男（按司）が大城山に城を構えるために石垣を築いている折、ヲトチコバラがあらわれて「中城御嶽は全体が石の様に堅固で、水もある。良き城が築かれる」と、按司に申し上げた。それで、按司は中城御嶽に赴いて弓を射て試してみると、確かに攻めにくく良い城が築けそうだと思って、城を築くことに

なったというものである。ヲトチコバラは、おそらく中城御嶽の神女でこの進言（託宣か）によって、この地に城が築かれることが記されている。その時に地形全体が石の様に堅固であるとともに、「殊ニ水モ有^レ之」ということが城が築かれる理由になっている。イベ名の神名「一、しまはじめ、まきよはしめ、あぶらやへのあんじおそい、たゝみきよが、おとちへこはらが、たくだろ、このだる、あさ川、はら川」（集落の始めマキヨの始めに煽りやへ按司襲い、たたみ子のオトチコバラが準備した考えていたアサ川、ハラ川）は、仲里城が築城される由来と理解される。このイベ名は、「しまはじめ／まきよはしめ」「あんじおそい／たゝみきよ」「たくだろ／このだる」「あさ川／はら川」というように対句表現になっている。『仲里旧記』には、このような対句表現によって記されるイベ名が多くある。

一例を示すと、「字根村世野久瀬御嶽神御名」の「一、世野久瀬、けをの森、いさいらくに、ま（し）らくに、おれなふし、若つかさ、め（ま）よきよら、わかつかさ、すてつかさかなし」（世野久瀬、けお〔靈氣〕の森の石ら子、真石ら子〔石の美称で、イビのこと〕に相応しく降りた若司、目眉清ら若司、若返った司加那志）があげられる。これも、「世野久瀬／けをの森」「いさいらく／ま（し）らく」「若つかさ／め（ま）よきよら」「わかつかさ／すてつかさかなし」という対句表現による御嶽の神名である。これを『琉球国由来記』巻十九は、「五九 世野久瀬御嶽」の神名を「若ツカサ御イベ」と記す。『仲里旧記』は「御嶽神御名」を対句によって、「けをの森」と称えられる世野久瀬

御嶽のイベ（石ら子真石ら子）に降臨した若司だとするが、それを『琉球国由来記』では単に「若ツカサ御イベ」と記しているのである。実は『琉球国由来記』が記す「若ツカサ御イベ」は、仲里間切の「御イベ」の「神名」に限っても、外に「四九平松御嶽」「五四下アミフシ御嶽」「六四久米原御嶽」「六六ナミ里御嶽」の四ヶ所の御嶽の「御イベ」の「神名」になっている。しかし、『仲里旧記』が記すこれらの「神名」はどれも同じではない。『琉球国由来記』の「四九平松御嶽」にあたる『仲里旧記』が記す「神名」は、「一、いたきよら、かなきよら、めまよきよら、あしかきよら、すてつかさかなし、若つかさかなし、ミなとかしら、とまりかしら、いへとかなし、ちやしやとのかなし」（板清ら金清ら「棚清らか」、目眉清らあしか「不明」清ら、孵で司加那志若司加那志、港頭泊頭、イベ殿加那志ちやしや「不明」殿加那志）である。『琉球国由来記』が記す五ヶ所の「若ツカサ御イベ」は、『仲里旧記』ではそれぞれ異なった由来を持つ神名であることが確認できる。なお、この神名は28の「ひらまつ（御嶽）」の「御たかへ言」、34の「いしたうね」の「御たかへ言」にみえる。注目されるのは、二つオタカベで読み込まれた平松御嶽の神名の後に「七二うつりあすひめしやろ 七三わたり（あ）すひめしやうろ」（七二移り遊びなさり、七三渡り遊びなさり。オタカベ15）という詞章がある点である。隣接する拝所「いしたうね」に平松御嶽のイベの神が赴いて、祭祀に参加することを示している表現であろう。『仲里旧記』が記す「神名」やウタは、それぞれのイベの由来を示し祭祀の内容をあらわした貴重な表現なのである。それにしても、神名が対句表現になっ

ているのは、ウタの中にそれが読み込まれることが前提になっていると思われる。それは神名がウタの一部であるともいえるが、それとともに神名はウタに読み込まれる重要な詞章であるといえる。

『仲里旧記』が記す「神名」は、『琉球国由来記』では省略化・短縮化された表記になっているが、イベの由来や祭祀の内容が知れる重要な資料である。『琉球国由来記』は、これを省略・短縮したのである。

〈火の神の出自を唱えるオタカベ〉

『仲里旧記』が記すウタは、表で一覧したよう雨乞い、造船儀礼、虫送りという祭祀で唱え謡われたものである。ウタの記載は祭場（1～45）、ウタの種類（オタカベ・クエーナ・ウムイ・マジナイゴト）、ウタの主体（ノロの神名、一から四）が示されているという点で、貴重な資料である。それらに留意しながらウタの表現をみると、「火之神之前」で唱えるオタカベ（表の7、18、20、25、36、38、40、42、44）は、儀間ノロが唱えるとみられる25・44を除いて、火の神の出自と考えられる詞章があることが分かる。出自が詳しいのは、宇根ノロ（神名オシワキノ親ノロ）が唱えると考えられる「大雨乞」と「浜おれ之時」に唱えられる「御たかべ言」（オタカベ3・18）である。以下、「大雨乞之時」に唱えられる表7の（オタカベ3）の火の神の出自が示される詞章を引く。

大雨乞之時宇根村ニて宇根のろ火之神前江たかへ言（仲里間切宇根村）

- | | | |
|----|-------------|---------------------|
| 一 | むかし始まり | 昔の始まりから |
| 二 | けさし始まり | けさし（昔）の始まりから |
| 三 | あまみやはりまり | あまみや（太古）始まりから |
| 四 | し（ねり）やははりまり | しねりや（太古）始まりから |
| 五 | おしわきのおやのろか | オシワキの親ノロ（宇根ノロの神名）が |
| 六 | とゝの | とどの（屋敷の意か） |
| 七 | かとの内に | かどの 内に |
| 八 | おし立めしやうろ | 押し立てなさる |
| 九 | よひたてめしやうろ | 結い立てなさる |
| 一〇 | あかぐちやかなし | 赤口加那志（火の神の尊称） |
| 一一 | ぜろまゝかなしまへの | ゼルママ加那志前（火の神様の美称語）の |
| 一二 | うまれくち | 誕生の最初は |
| 一三 | はじめくち | 始まりの最初は |
| 一四 | あかるいの | 東方の |
| 一五 | てだがあなの | テダ（太陽）の穴の |
| 一六 | こもくせの | 雲子（美しい）干瀬の |
| 一七 | ましたから | 真下から |

一八 まなかから
一九 こゝろ生めしやうろ
二〇 すぐれ生めしやうろ
二一 おとぢや六ところ
二二 こゝし六ところ
二三 おしられたうと
二四 御みのけやへら
二五 ぢるや
二六 かなやに いまふれば
二七 おとまのこゝし
二八 わかまのこゝしと
二九 名付
三〇 さつけ めしよわろ
三一 とゞの
三二 かどのに いまふれば
三三 六つき月の庚子日
三四 庚午日に
三五 おしたてめしやうちやろ

真中から
こころ（立派な）生まれをなさった
勝れた生まれをなさった
弟者六トコロ
ココシ六トコロは
御知られトート
申し上げましょう
デルヤに
カナヤにいらつしやれば
弟マノココシ
若マノココシと
名付け
授けなされる
とどのに
かどのにしらつしやれば
正月の月の庚子の日に
庚午の日に
押し立てなさった

三六 よひたてめしやうちやろ

三七 あかぐちやかなし

三八 ぜるまゝかなしと

三九 名付

四〇 さつけ めしやへ

四一 おぼつに いまふれば

四二 かくらに いまふれば

四三 火のはあ

四四 火の大ちと

四五 名付

四六 授付 めしやへ

四七 なかはい

四八 ちなかに いまふれば

四九 飛やへ

五〇 まへやへの司と

五一 名付

五二 授付 めしやへ

五三 天のみや

寄り立てなさった

赤口加那志

ゼルママ加那志と

名付け

授けなされて

オボツにしらっしやれば

神樂にしらっしやれば

火の祖母

火の祖父と

名付け

授けなされて

中辺

途中にしらっしやれば

飛び合い

舞い合いの司と

名付け

授けなされて

天の庭

五四 雨のみやに いまふれば

五五 大てだ

五六 世のてだかなしと

五七 とごゑ

五八 ゑりぢよ あはせめしやうろ

五九 あかぐちや

六〇 ぜろまゝかなしまへ

六一 御しられ

六二 御みのけやへら

六三 けふのよかる日に

六四 きやかる日に

六五 おしわきのおやのろか

(以下、省略)

天の庭にしらっしやれば

大てだ

世のてだ加那志と

と声(聖なる声か)

ゑりぢよ(聖なる言葉か)を合わせなさろう

赤口の者

ゼルママ加那志に

御知られ事を

申し上げよう

今日の良き日に

輝く日に

オシワキの親のろが

「二 むかし始まり／二 けさし始まり」から「六一 御しられ／六二 御みのけやへら」までが、火の神に対してオタカベを唱える定型的な詞章である。このオタカベは「宇根のろ火之神前」の「御たかへ言」であるが故に、宇根ノロの神名が読み込まれる。それが五から九の表現になっている。ノロが出ない堂・比屋定村、比嘉村、島尻村では、比屋家の火の神へのオタカベになるとみられる。その場

合は、比屋の神名が読み込まれると理解される。堂・比屋定村の比屋の神名は「あつみなの大ころう」（オタカベ17）、比嘉村の比屋の神名は「あや嶺井の大ころう」（オタカベ20）、島尻村の比屋の神名は「あらさきの大ころう」（オタカベ22）である。仲原は「あつみな」「あや嶺井」「あらさき」は村の神名とするが（「校注仲里旧記」）、そうであるにしても「大ころう」は「おやのろ」に対応した語であり、ノロの神名と比屋の神名がパラレルにある表現であると理解される。これを、40の比嘉村の嶺井比屋の火の神のオタカベで示す。

比嘉村作物ため浜おれ之時嶺井比屋火之神前二而御たかへ言（仲里間切比嘉村）

- | | | |
|---|-------------|-------------------------|
| 一 | むかし始まり | 昔の始まりから |
| 二 | けさし始まり | けさし（昔）の始まりから |
| 三 | あまみや始まり | あまみや（太古）始まりから |
| 四 | しねりや始め | しねりや（太古）始めから |
| 五 | あや嶺井の大ころう | あや嶺井の大ころう（比嘉村の比屋の神名） |
| 六 | まきよの根のまころうか | まきよの根（中心）の真ころ子（比屋の美称語）が |
| 七 | とゞの | とど（屋敷の意か）に |
| 八 | かとのに | かどのに |
| 九 | おし立 | 押し立てる |

一〇 より立ち

一一 あかぐちや

一二 ぜろま、かなし

(以下、省略)

寄り立てる

赤口の者(火の神の美称語)の

ゼルママ加那志(火の神様の美称語)の

引用した「嶺井比屋火之神前」のオタカベは、「宇根のろ火之神前」のオタカベと五を除いて同じである。この表現は、36の堂・比屋定村の比屋の火の神への「御たかへ言」(オタカベ17)でも全く同じである。また、20・42の「島尻ひや火之神前」の「御たかへ言」(オタカベ9・22)でも同様に、20・42には一から四にあたる詞章がなく島尻村の比屋の神名「一 あらさきの 二 まきよの根の 三 大ころう 四 まころくか」から始まるという違いだけである。「御たかへ言」は、このような定型的な詞章で始められ、その後には火の神の出自が唱えられる。火の神の出自は「一〇 あかぐちやかなし 一一 ぜろま、かなしまへの 一二 うまれくち 一三 はじめくち」から「五九 あかぐちや 六〇 ぜろま、かなしまへ 六一 御しられ 六二 御みのけやへら」までの詞章で、「名付さつけ めしよわろ」(名付け授けなさる)という表現が四回繰り返される詞章を中心にして展開されるとみられる。伊波普猷が「火の神考」(注1の論)で『琉球神道記』巻五「一、キンマモン事」に「時二国二火ナシ、龍宮ヨリ、是ヲ求テ、国成就シ。人間生長シテ。守護ノ神現ジ給フ」や『琉球国由来記』巻五「首里中火神並御嶽之事」「南風之平等」の「十月朔日、竈廻ノ時」の「御タカベノ意趣」に「ニルヤ

カナヤカラ 御スデ始リメシヨワチャル 石ノヨラムサ 火鉢ノ御セザガナシ」(ニルヤカナヤからご誕生さなつた石の寄り物、火鉢の御セザ様)をあげ、火の神の出自が「龍宮」や「ニルヤカナヤ」にあることを述べている。『仲里旧記』の「宇根のろ火之神前」のオタカベでも、東方の海の彼方の干瀬の真下で火の神が誕生したとある。オタカベの大意は、火の神は東方のテダの穴にある美しい干瀬の真下から弟ヂャ六トコロ・小腰六トコロが誕生して、それがヂロヤ・カナヤ(ニルヤ・カナヤ)にいらつしやると弟(乙)まの小腰・若まの小腰と名付けられ、「とゞの／かどの」(屋敷か)にいらつしやり、新年の庚子、庚午の日になり線香が立てられるとアカグチャ・ゼルママ加那志と名付けられ、オボツ・神楽にいらつしやると火のばあ(祖母)・火の大ぢ(祖父)と名付けられ、「なかばい／ちなか」(中空、道中)にあると飛び合い・舞い合いの司と名付けられて、天上に上り天の庭にいらつしやつて大テダ・世のテダ加那志と「とゞゑ／ゑりぢよ」(聖なる声)を合わしなさるアカグチャ・ゼルママ加那志であると、いうものである。アカグチャ・ゼルママ加那志が地上での火の神の神名、美称語である。その火の神は、東方の聖なる場所で弟ヂャ六トコロ・小腰六トコロとして誕生し、その後、場所に應じて弟(乙)まの小腰・若まの小腰という乙女をあらわす神名、アカグチャ・ゼルママ加那志という大人をあらわす神名、火のばあ・火の大ぢという老婆老翁をあらわす神名、飛び合い・舞い合いの司という天に飛翔する姿を称えられた神名をそれぞれ授かり、名付け替えられると理解される。⁽¹³⁾それは火の神が場に應じて変態し、それに應じて神名が替わり成長する姿を

示しているといえる。成長した火の神が、煙とともに天上に昇り「天のみや」で大テダ・世のテダ加那志と「とごゑ／ゑりぢよ」（聖なる声）を合わせて、六三以下で唱えられるノロの祈り（地上からの願い）を聞き届けかなえさせるということになる。¹⁴ 火の神は此岸の願いを天上や海上彼方の彼岸の世界に届ける媒介者であるといわれるが、いうまでもなく、この場面は雨乞いであり、ネズミ等の害虫駆除の祈りである。このような願いを「天のみや」の大テダ・世のテダ加那志に届け、「とごゑ／ゑりぢよ」を合わせてかなえさせるのが、四度の名付け替えて変態・成長を遂げたアカグチャ・ゼルママ加那志（火の神）であると理解される。すなわち、四度にわたる火の神の神名、聖名の変遷が、火の神の聖なる出自であり火の神の神話である。そして、この神話が、祈りを届ける呪的な力を保証すると解釈される。『仲里旧記』に記される「御たかへ言」の火の神の出自は、唱えられる神話であるといっている。

〈沖永良部島のユタの呪詞、シマダデシンゴ〉

神名、聖名をめぐる唱えられる神話については、山下欣一が沖永良部島のユタが唱える大地と人と稲作の創世を内容とした壮大な呪詞、シマダデシンゴを論じた諸論で取り上げている。この諸論をまとめた「ユタ（沖永良部島）呪詞群の「聖名」の考察」¹⁵では、「シマダデシンゴ」に表現されている

聖名は、この創世神話を述べる最も根源的なことを示している」と述べ、「聖名とは、無から有へと存在を示すための重要なことがら」としている。三七〇余節にもわたるシマダテシンゴの最初の部分の大意を要約すれば、東方の嶽、すぐる嶽で石の王と金の君との間に誕生した子であるが、その子に「あおな／みきよな」（聖なる名）を付けずに、生んだ親は石と金になってしまった。子は「あおな／みきよな」が欲しくて天の庭に昇り、これまでの経緯を語って照るティダ加那志・親なだ加那志からシマクブタ・クミクブタという聖名をもらう。そして、島ウチュキ・国ウチュキ（大地、土地の美称語か）をもらおうとしたが、照るティダ・親なだから天の庭ではそれがかなわない、ニルヤ島に降りていけといわれる。そこで、ニルヤ島に降りてニルヤの大王・セントウヌにこれまでの経緯を繰り返して語ると、シマデーシヌシマクブタ、クミデーシヌクミクブタという聖名をもらう。そうして、島ウチュキ・国ウチュキをもらい、大地と人と稲作の創世が始まるというものである。名を付けられなかった子が天の庭にいる照るティダ・親なだからシマクブタ・クミクブタという聖名をもらい、ニルヤの大王・セントウヌからシマデーシヌシマクブタ、クミデーシヌクミクブタというさらに荘厳な聖名を得ることで、国土と人類と農耕の創世神ともいべき資格が与えられ、創世が始まる。このことが山下がいう「聖名とは、無から有へと存在を示すための重要なことがら」なのである。すなわち、「シマダテシンゴ」に表現されている聖名は、創世神話を述べるもつとも根源的なことを示している」のである。シマダテシンゴは、アムトノーシという死者の靈魂を呼ぶ儀礼、人が病気にかった

時、人の魂は墓に向かうのでそれを払うためのハカノシという儀礼や重病者を救うために豚等を身替わりとして殺し平癒の祈願をするワーフガミという儀礼で、それぞれの呪詞の後に唱えられる。創世神話、シマダテシンゴは聖名を与えられた創世神、シマデーシヌシマクブタ、クミデーシヌクミクブタによって作られる秩序が、それぞれの呪詞の呪的力を高める働きをすると理解される。

創世神話によって作り出される秩序の力というもの、例えば沖繩本島喜如嘉の村落の創世（シマダテ）を内容とする「シバサシのオモイ」（ウムイ197他）が、一年の継ぎ目、変わり目である「旧八月十一日」のシバサシの行事で、謡われることをみても分かる。「シバサシのオモイ」は、シバサシの日に「神人が、全部神アシアゲに集って祈願をなし、屋内に於て円陣を作り、オモイを歌って踊りつゝ巡る」というかたちで謡われる。シバサシの時期は「妖怪魔物が出現する」ので、「青年婦女は宵の頃から高台に登り部落を凝視する」、また「農具や家具のすべてに俗称シバといふ草を結び、家の四隅や豚小屋、古木の下や門に尾花を結んで立てる」¹⁶。夏に年の変わり目（夏正月）がある琉球において、循環する時間の継ぎ目があるこの時期だからこそ、村落の創世神話を謡うのである。謡う創世神話による築かれた秩序によって、時間の継ぎ目にある危機を始原の状態に戻して、回復させ新たな時間の開始を図るのが、「シバサシのオモイ」を謡う理由である。シマダテシンゴが表現する神話の力は、秩序が誕生する力ともいうべきもので、これがそれぞれの呪詞の呪的力を高める働きをすると理解される。そして、シマダテシンゴの根源を形成するのは、照るティダ加那志やニルヤの大主

から与えられる聖名、神名である。

山下はユタの成巫儀礼で謡われる「まれがたれ」（生まれ語り）は、「ユタがアミゴという山や谷間の泉を一生拝むことをするが、そこでうたいあげる呪詞」であり、「呪詞は泉の前で自分の出自をうたい上げるもので「自分の生まれの語り」という意味を持つ呪詞である」と記している。以下に山下が採取した「二二まれがたれ」の最終部分を引く。⁽¹⁷⁾

（前半省略）

- 八四 あおな あぎりばよー
八五 うんにやかなどー
八六 みきよな あぎりばよー
八七 みきよな うんにやかなど
八八 のりかわり とりつぎが
八九 たつごうまきよぬ かどむらのぬよー
九〇 あおな ちよかなどー
九一 みきよな ちよかなどー
九二 みきよな のりかわり とりつぎが
九三 うらがんまきよぬ うらがん

聖なる名をあげればよ
ウンニヤカナだ
御子名をあげればよ
御子名はウンニヤカナだ
乗り替わり取り継ぎが
龍郷マキヨの嘉渡村のよ
聖なる名の千代カナだ
御子名は千代カナだ
御子名の乗り替わり取り継ぎが
浦上マキヨの浦上

九四 ほんうらぬよー

本浦のよ

九五 あおな あぎりばよー

聖なる名をあげればよ

九六 あおな □□□□どー

聖なる名は□□□□だ

九七 みきよな あぎりばよー

御子名をあげればよ

九八 □□□□どー

□□□□だ

九九 かみがまれ とりしやれてい

神の生まれをとられて

一〇〇 ふじよが まさり

ふじよの勝りを

一〇一 とうるよーや

とるよ

成巫したユタの出自・系譜ともいうべきものが、「あおな／みきよな」の「のりかわり とりつぎ」であると考えていいだろう。これが、『仲里旧記』の火の神のオタカベの四度にわたる成長の変遷にかかわる名付け・授け替えに相当する詞章と考えられる。嘉渡村の「うんにやかな」から本浦の「ちよかな」、そして「のりかわり とりつぎ」で引き継がれる、今度成巫するユタの聖名□□□□が「まれがたれ」で謡いあげられることが、ユタの成巫儀礼の重要な点のひとつであろう。

山下は、続いて聖名をテーマにしている沖永良部島のユタの呪詞、シバナシンゴ（潮花シンゴ。シンゴは真言か）とアカトウキヌタチラ（明時のタチラ）に言及している。シバナシンゴは海難事故に遭って遺体が発見できない時に、供儀として豚などを海中に投入しシバナ神を鎮魂する時の呪詞であ

る。シバナシンゴの大意は、大潮と八潮が白浜の真ん中に打ち寄せて聖名を与えられずに子が生まれる。親の大潮と八潮は飛び散って、子は白浜の真ん中で浮き草をかぶって隠れている。そこに漁師がやってくると、名が付けれない子は漁師を溺れさせる。漁師の親がユタに頼んで溺れた理由を知ろうとすると、浮き草をかぶった子が聖名を与えられていないからだと分かる。そこで、その子に沖シバナ・旅シバナという聖名を与えて、白浜の真ん中、浦々、岬々を根島にして、海の幸をもたらし、願う側も酒一合五勺を供え、難破船があれば荷物をもらいなさい、というものである。シバナシンゴは沖シバナ・旅シバナという聖名を与えられることによって、海難に遭った死者の鎮魂と、漁の安全・豊漁をかなえる神になることを示す呪詞だと考えられる。

一方、アカトウキヌタチラは瀕死の重病人のためにユタが重病人の家に赴いて唱える呪詞である。呪詞は、夜明けの東の空に向かって重病人の着物などを前にして唱えられるという。アカトウキヌタチラの大意は、東に立つ竜雲と西に立つ鬼雲がナカビ島（中空にあるシマカ）に打ち寄せて子を生む。親は子に名を付けぬまま竜と鬼になって飛び散ってしまう。子は聖名を欲しがりシラク嶽・クラク嶽に登り照る太陽の門に隠れる。そうすると、照る太陽は病氣になりユタが占うと、子が照る太陽の門に隠れていることが知れ、門から追い出される。ユタは子に出自を話させると、竜の子、鬼の子だということが分かり暁の夜明け雲とともに退散させられる、というものである。こちらは、聖名を与えずに追放するという展開になっている。これは、山下がいうように聖名を与えて鎮魂を目的とす

るシバナシンゴとは対照的で、照る太陽と重病人を重ねて聖名を与えず追放することが、病の平癒を暗示することになると解釈される。

シバナシンゴとアカトウキヌタチラは、いずれもシマダテシンゴと同一の物語の構造を持つ呪詞である。この呪詞のテーマともいえるべき重要な点が、聖名、神名の取得である。

〈まとめにかえて、『仲里旧記』のウタのジャンルをめぐる問題〉

前述したように、『仲里旧記』はウタが唱え謡われる祭祀や祭場、ウタの担い手が窺える貴重な資料である。中でも宇根ノロがウタの担い手となっていると考えられる表の7から17、38・39は、ウタの表現を考える上で興味深い。特に7から10は、7が「宇根のろ火の神前」で「たかべ言」（オタカベ3）が唱えられた後、8から10は「世野久瀬御嶽」で、8が「おもる」（ウムイ1）、9が「みすづろ」（ミセゼル1）、10が「かういにや」（クエーナ4）が唱え謡われる点で注目される。すなわち、これらのウタの詞章を比較する中で、それぞれのウタの特有の詞章が抽出されるならば、ウタのジャンルを考える手がかりになると思われる。以下に、その「おもる」「みすづろ」「かういにや」を引く。

右同時〔大雨乞之時〕 せ野久瀬二而おもる（仲里村宇根村）

- 一 むかしはじまり 昔の始まりから
二 けさはじまり けさし（昔）の始まりから
三 あまみやはじまり あまみや（太古）始まりから
四 しねりやはじまり しねりや（太古）始まりから
五 せのくぜに おれて 世野久瀬御嶽に降りて
六 げをのもり おれて けおの杜に降りて
七 おれて おれなふちへ 正しく降りて
八 いみやちへ いみやなふちへ 正しくいらつしやつて
九 あがさしふ おろちへ 吾がサシフを降ろして
一〇 あがもじは お（ろちへ） 吾がムツキ（物憑き）を降ろして
一一 神のまね とよる 神の真似を取る
一二 ぬしのまね とよる 主の真似を取る

右同時〔大雨乞之時〕 みすづろ（仲里村宇根村）

- 一 ほうわい ほうわい ほうわい やほう ホウワイ ホウワイ ホウワイ ヤホウ
二 嶽のほうわい 嶽の ホウワイ
三 もりのほうわい 杜の ホウワイ

四 おろしほうわい 降ろし ホウワイ
 五 いみやしほうわい いらつしやる ホウワイ
 六 ほうわい ほうわい ほうわい やほう ホウワイ ホウワイ ホウワイ ヤホウ

右同時〔大雨乞之時〕かういにや（仲里村宇根村）

一 むかしから あるやに 昔からあるように
 二 けさしから するやに けさし（昔）からするよう
 三 おしわきのおやのろ おしわきの親ノ口は
 四 おしわきのわいぬし おしわきの親主は
 五 五の神あとおゐて 五の神を集めて
 六 七の神揃へて 七の神を揃えて
 七 せのぐせに おれて 世野久瀬御嶽に降りて
 八 けをのもり おれて けおの杜に降りて
 九 おれて おれなふちへ 正しく降りて
 一〇 いみやちへ いみやなふちへ 正しくいらつしやつて
 一一 神のまね とよす 神の真似を取るのは
 一二 ぬしのまね とよす 主の真似を取るのは
 一三 神のまね おとるしや 神の真似は恐ろしい

一四 ぬしのまね おとるしや

主の真似は恐ろしい

一五 おとるしや あよれとも

恐ろしいが

一六 やぐめさ あよれとも

恐れ多いが

(以下省略)

特徴的な詞章であるのは、「みすづろ」であろう。「ほうわい」という詞章が繰り返される。「みすづろ」の二から五の詞章は、「嶽」「もり」「おろし」「いみやし」に「ほうわい」が付いただけのものである。この「嶽」「もり」「おろし」「いみやし」は、「おもる」の五から八の詞章、あるいは「かういにや」の七から一〇の詞章と対応している。仲原は「仲里旧記について」で「沖繩各地の雨乞の例」の一つとして「前日作つてあつた仮小屋に火をつけ「ほうふわいほうふわい」と叫ぶ。これを合図に村中の人があちこちで「ほうふわいほうふわい」と叫びどらを打ち鳴らす。すなわち仮想火事をおこすわけである（中頭・西原地方―島袋源七・比嘉春潮の両氏談）と記している。⁽¹⁸⁾ 雨乞いに火を焚き、銅鑼を鳴らすのは、龍神を呼びさます行為だと考えられるが、「ほうわい」という言葉自体は、『山原の土俗』の「10 火魂の話」に「火事の後三日すれば「火返^{ヒゲ}し」といふ事をする。それは各戸の門前に水を満たした桶を置き、又字を離れた処に小屋を造り、之れに火を点けて「ホーハイ／＼」と叫び乍ら、水を撒いたりして青年共が集つて火魂を追ふのである」とあり、「ほうふわい」は「火返^{ヒゲ}し」（火魂返し）の呪文であると思われる。この語が「嶽」「もり」「おろし」「いみやし」に付いて、

冒頭（一）と末尾（六）に「ほうわい」を含む同じ詞章が唱えられる故に、これが単なる呪文ではなく「みすづろ」といわれたのか。しかし、そうであったとしても、13・16・21・22・23の「御たかへ言」はこの「みすづろ」をほぼ含む詞章になっている。仲原も「校注仲里旧記」の「凡例」で、「おたかべ言廿四篇（内四篇は実はまぜ^{まぜ}へじ）ない言」としているのは、「みすづろ」を含んだ「御たかへ言」があることをいっていると思われる（仲原は、さらに「みすづろ」を「まぜ^{まぜ}へじ）ない言」だとしている）。「みすづろ」と「御たかへ言」に、どのような違いがあるかは今後の課題である。ただ、「みすづろ」の詞章が「御たかへ言」の冒頭部に出るのは、宇根ノロがかかわる祭場（13・16）の「御たかへ言」であり、これが末尾に出るのは儀間ノロがかかわる祭場（21・22・23）の「御たかへ言」であることは興味深い。この違いは、担い手による違いであろう。「みすづろ」もノロが担い手であったと推測できる。それはともかくとして、「みすづろ」は『琉球国由来記』巻十六「伊平屋島」に入る神話といわれる「ミセゼル」とは大きく異なる。これをミセゼルと理解してよいかは、これも今後の課題である⁽⁹⁾。

ちなみに、37の「ませない言」は、36の「たう、比屋定火の神前」の「御たかへ言」の冒頭部分の火の神の出自（オタカベ17の六九までの詞章。ただし、宇根ノロのものはやや異なる）が終わった後の詞章と対応するかたちになっている。「ませない言」の方が詳しい表現になっているが、これも詞章をみる限り「みすづろ」と「御たかへ言」と同様、「御たかへ」と「ませない言」との違いがど

うあるのか分らない。唱え方（謡い方）や所作を含めた違いが背景にあり、これが異なる呼称になっっているのか。

8の「おもる」（ウムイ1）と10の「かういにや」（クエーナ4）については、二つの詞章が類似していることは明らかである。具体的には、祭祀が始原の時代からあるとする冒頭の詞章（「おもる」の一から四と「かういにや」の一・二）や世野久瀬御嶽への降臨を謡う詞章（「おもる」の五・六と「かういにや」の七から一〇）、祭祀が神の真似を取るとする始原の再現という表現を示す詞章（「おもる」の一・二と「かういにや」の一・二）は、ほぼ同一である。しかし、その一方で「おもる」の九・一〇の詞章は、他のウムイ（26・30の「おもる」を含めて『仲里旧記』のウタにはみられない。「おもる」の「あがさしふ おろちへ／あがもじは お（ろちへ）」は、『おもろさうし』にでる「さしふ／むつき」であると推測されるが、「吾がさしふ」「さしふ 降ろちへ」という表現はオモロにはない。この点でも興味深いが、用例が限られておりこれ以上の比較は難しい。

まとめとして本論にかかわる重要な点は、「かういにや」と先に引いた7の「たかへ言」（オタカベ3）とを比較して明らかになる問題である。二つのウタを比較すると、「たかへ言」の六五以下と「かういにや」の三以下の詞章が、「たかへ言」の詞章が詳しいものの、ほとんど重なる詞章が展開している。同様のことは、「浜降れ」の38「宇根のろ火之神前」の「御たかへ言」（オタカベ18）とそれに続く、39「浜」にての「御たかへ言」（オタカベ19）の詞章でもいえる。38の六二までの火の神の

出自を唱えた詞章の後の六三・六四以下からの詞章と、39の一・二以下の詞章はほぼ同じ詞章である。すなわち、詞章を視点とすれば、10の「かういにや」や39の「御たかへ言」は、7や38の冒頭部にあ
る火の神の出自、火の神の神話を唱えた後の詞章から始まるという理解ができる。このことは、10や
39は7や38の「(御) たかへ言」によって、祭祀の目的が火の神を通して「天のみや」の「大てだ
世のてだかなし」に伝えられたことを前提として、唱えられ謡われた詞章であることを意味する。8
の「おもる」や9の「みすづろ」も、7の「たかへ言」を前提にしたウタであると想像される。祭祀
は、まずオタカベによって祭祀の目的が火の神を通して彼岸の神に伝えられ、それを前提にしてオタ
カベやウムイ・クエーナ等のウタが、オタカベと重層する表現によって、それぞれのウタの場におい
て繰り返し唱え謡われて、願いの実現を表現しようとしていることが分かる。⁽²⁾その時に、祭祀の目的
とその願意が確実に届けられ、実現される力を持つ表現が、火の神の聖なる出自、神話をあらわす詞
章だということになる。

本論では、火の神の出自・神話の根源ともいうものが授けられる神名、聖名であることを論じた。
そして、これがノロのオタカベにみられると同時に、山下欣一の研究成果による奄美のウタの呪詞に
もあることを示した。すなわち、琉球弧に通底する唱えられる神話の存在とその意味を考察した。琉
球文学は、人の時代の前に神々の時代があったという神の物語としての神話ではなく、ウタのかたち
をとる神話がノロ等による村落の祭祀のウタや民間霊能者であるウタの呪詞の中に展開されて機能し

ているという点で、極めて貴重な事例を提示している。

【注】

- (1) 天野鉄男『琉球学集説』（沖縄県立図書館所蔵）。旧字は新字に直して引いている。また、漢字にふられているルビを省略している。なお、伊波は同記事で「私のかつて発表した「火の神考」もこの発見がも少し早ければもつとうまくかけるのであったが、それはいづれ稿を更めてかきたいと思ふ」と述べている。「火の神考」は琉球新報に一九三六年に発表された論考である。『仲里旧記』の発見は「火の神考」発表の後である。「稿を更めてかきたい」というのは、「あまみや考」（一九三八年）か。資料として『仲里旧記』が引かれている。「火の神考」「あまみや考」は、ともに『日本文化の南漸』（楽浪書院、一九三九年）に収録されている。
- (2) 仲原善忠「校注 仲里旧記」（『仲原善忠全集 民俗編』第三卷、沖縄タイムス社、一九七八年）。なお、「校注 仲里旧記」は一九五〇年十二月の日付が入って仮としされた未発表原稿である（第三卷の「あとがき」）。
- (3) 小島環禮『神道大系 神社編 沖縄』（神道大系編纂会、一九八二年）。
- (4) 拙論『琉球国由来記』の世界」（『琉球文学の歴史叙述』勉強出版、二〇一五年）。ただし、『琉球国由来記』の「各処祭祀」は各巻一貫した編纂方針を持っているというわけではなく、相当の幅がある。しかし、その中において「四祭」と「御物参」は重視した叙述になっている。『仲里旧記』の叙述にそれが基本的に見られない点が問題となる。

(5) 『琉球国由来記』 卷十二以下の「各处祭祀」の叙述でいえば、卷十五「国頭間切」の記載までは、村ごとに記される御嶽の神名の記載の後に、それを管轄するノロ名を記す記載をする。それが卷十六以降の「伊江島」の記載以降、その形式ではなくなり村を管轄するノロ名が記されなくなる。

(6) 球陽研究会『球陽 読み下し編』（角川書店、一九七四年）。

(7) 沖縄県沖縄史料編集所『首里王府仕置』（沖縄県教育委員会、一九八一年）。

(8) 平凡社地方資料センター『日本歴史地名大系 第四十八巻 沖縄県地名』（平凡社、二〇〇二年）。

(9) ただし、『琉球国由来記』 卷十九「具志川間切」「山城村」の「二四 山城ノロ」の「火の神名」は「ヨキラヘノアカゴチャガナシ」とある。ただ、これはあくまでも「アカゴチャガナシ」（赤口加那志）であり、山城ノロの火の神の神名だと理解される。

(10) 拙論「『おもろさうし』『地方オモロ』論―排列と『琉球国由来記』『各处祭祀』の記載から―」（『立正大学大学院文学研究科紀要』第三十六号、二〇二〇年）。

(11) オタカベやクエーナ他は、原則として外間守善・玉城政美『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』（角川書店、一九八〇年）から引用する。口語訳は適宜私による。

(12) このようなオタカベの記載の仕方は、『女官御双紙』中巻に記される「三平等之大あむしられ」等が正月元旦に御内原の「かわるめの御いへ」と「うちあかりの御いへ」で唱えるオタカベの記載でもみられる。『女官御双紙』に記されるオタカベ（「御たかへの意趣」）は最初に唱えられる「かわるめの御いへ」のものが記

されている（拙論「祭場としての首里グスク」『首里城を解く』勉強出版、二〇二一年）。

- (13) 神名の意味は不明な部分があるが、「おと〔ち〕や」は琉球語の弟や妹をいう「ウトウザ」、「こ、し」は小さな炎（火の元が細い腰の者）の美称語、「六ところ」はオタカベ20には「三ところ」とあり、火の神は三個の鼎形の石で作られていることからウミチムン（御三つもの）ともいわれ、「六（ム）ところ」は「三（ミ）ところ」でウミチムンのことか。「おとま」「わかま」の「ま」は接尾辞のマ、「あかぐちや」は線香が燃えている火の状態が赤口で、「や」はゝの者の意で赤い口の者、「せろま、かなし」は琉球語の「ザール」（囲炉裏）の「ま、かなし」（叔母様か）の意か。

- (14) 「とごゑ／ゑりぢよ」はオモロでも、聞得大君のオモロでは聞得大君と日神と考えられる「照るかは／照るしの」との間で遣り交わす言葉として、高級神女、差笠や首里大君のオモロでは聞得大君と遣り交わす言葉としてこれがある。語義は不詳だが、聖なる言葉、聖なる声という意か（拙論『おもろさうし』の神女）『おもろさうし』と琉球文学』笠間書院、二〇一〇年）。

- (15) 山下欣一『南島民間神話の研究』（第一書房、二〇〇三年）所収。なお、シマダテシンゴ等のユタの呪詞をまとめた早い研究は、先田光演『沖永良部島のユタ』（海風社、一九八九年）がある。

- (16) 島袋源七『山原の土俗』（郷土研究社、一九二九年）。

- (17) 田畑英勝・亀井勝信・外間守善『南島歌謡大成Ⅰ 奄美篇』（角川書店、一九七九年）。口語訳は適宜私による。

- (18) 注2の『全集』第三巻に所収。ただし、「中頭・西原地方―島袋源七・比嘉春潮の両氏談」とあるのは、「島

袋盛敏・比嘉春潮」の誤りか。比嘉春潮「ホーハイのこと」(『南島談話』第三号、一九三二年)に「島袋盛敏君の「首里に行はるゝまじない」の中に、火事の時にはホーハイ、と叫ぶことがある。これは沖繩一般に行われているようだ。中頭郡の西原辺では、近所の火事なら火事の止むまで叫び続けるが、遠い所または他部落の時には三度だけ叫ぶ」とある。

(19) ミセゼルは『混効験集』に「みすづり 神託之事。碑文記にはみせると云」とある。ただ、『琉球国由来記』でも「伊平屋島」に入るミセゼルは、その冒頭に割注で「昔ノ神託歟」とあり、最後に割注で「此言葉ニテ謡舞ナリ」等と記すものが多い。そして、その内容はオタカベと大きく変わらない。「伊平屋島」の記事には「ノダテ事」はあるが、オタカベと記されるウタはない。また、「此言葉ニテ謡舞ナリ」等が入らない「ミセザル」と「神託」とするものがあり、それを含めてミセゼルが「神託」かどうかは検討の余地がある。

(20) 詞章の上で、7の「たかへ言」(オタカベ3)の後半と10の「かういにや」(クエーナ4)、8の「おもる」(ウムイ1)と10の「かういにや」(クエーナ4)が重なる問題、あるいは、13・16・21・22・23の「御たかへ言」が9の「みすづろ」(ミセゼル1)をほぼ含む詞章である問題は、従来、ミセゼル、オタカベを呪術文学、ウムイ、クエーナを叙事文学として分類してきたジャンル分類(外間守善『南島文学論』角川書店、一九九五年)が、実体をみる上で有効なのかを考えさせる。また、『南島歌謡大成』は『仲里旧記』に記されるウタをその記載にしたがって、ミセゼル、オタカベ、ウムイ、クエーナ、マジナイゴトに分類して入れているが、結果としてそれぞれのウタの関係性が分かりにくくなっている。資料集成の問題として、これも

ひとつの課題にしなければならない。

【付記】

本稿は山下欣一先生の追悼論文として書きました。山下先生の奄美・沖縄のシャーマニズム研究は、琉球文学の分野でも仲原善忠・外間守善以降の研究の新たな枠組み・構想を示しています。先生の追悼文を本研究所の所報（第九〇号、二〇二二年八月）に書きましたが、「日本復帰」の年に設立された本研究所創立五十年の節目となる本紀要『沖縄文化研究』第五十号に山下先生の研究成果を活用した拙論が掲載できたことは、感慨深いものを感じます。